

今号の主な内容

2面 市民意識調査を実施します

総合計画策定にあたっての市民意識調査を実施します。ご協力をお願いします。調査結果は、行政全般に有効に反映させていきたいと考えています。

3面 「(仮称)合併記念公園」 ~中間報告~



皆さんから寄せられたご意見の主なものをお知らせします。

4面 日本語教室が始まります!



Japanese Class Will Start 일본어 교실을 시작합니다. 日语教室快要开始了

8面 市内公園散歩 (その6)



新町から狭山丘陵までをほぼ一直線に結ぶ「多摩湖自転車歩行者道」を紹介します。

あなたの自転車 迷惑をかけていませんか

自転車、バイク等は手軽な交通手段として利用されています。しかし、手軽な交通手段もルールを守らないと、社会問題になることがあります。自転車は、一人ひとりが責任をもって自転車駐車場へ。 交通計画課(保谷庁舎内線2473)



放置自転車は撤去し保管所へ移送します。

放置自転車は困ります

駅周辺に自転車等が放置されると、歩行者の通行障害となり、緊急時の活動にも支障を及ぼし、また、町の美観をも損ねます。

市では、西東京市自転車等の放置防止に関する条例により、田無駅(図①)、ひばりヶ丘駅(図②)、保谷駅(図③)、東伏見駅(図④)周辺の4地域を「自転車等放置禁止区域」に指定しています。

「自転車等放置禁止区域」内に放置された自転車等は、撤去されます

禁止区域内に放置された自転車等は、撤去し保管所に移送します。田無駅周辺に放置された自転車等は、西原保管所(図⑤)に、ひばりヶ丘駅・保谷駅・東伏見駅周辺に放置された自転車等は、ひばりが丘北保管所(図②)に移送します。

撤去保管料が徴収されます

移送した自転車等を返還する際、撤去保管料として自転車(2千円)、原付バイク(3千円)を徴収します。

自転車駐車場のご利用を

通勤・通学、買い物等で自転車

を利用する際は、必ず自転車駐車場をご利用ください。

自転車駐車場の月額利用料を助成します

市内在住で、次のいずれかに該当する方には、有料自転車駐車場の月額契約料の一部を助成します。

- 1 身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている方(全額)
- 2 生活保護を受けている世帯に属する方(全額)
- 3 西東京市児童育成手当を受けている世帯に属する方(800円)
- 4 60歳以上で、市・都民税が非課税の方(800円)
- 5 学校、専修学校等、各種学校に在学する方(200~500円)

(一)内は、1か月当たりの助成額です。

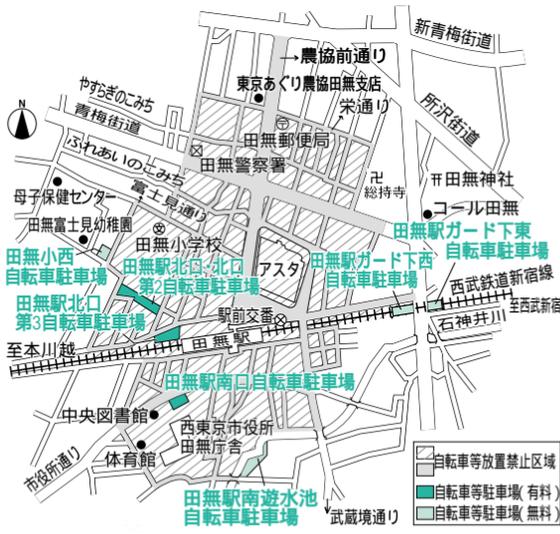
申込・問合せ 交通計画課 5に該当する方は、次の点にご注意ください。

- ・自転車駐車場により助成額が変わります。
- ・田無駅北口第1・第2および田無駅南口自転車駐車場を利用する際は、2階以上の契約となります。
- ・申し込みは、利用を希望する自転車駐車場で行ってください。

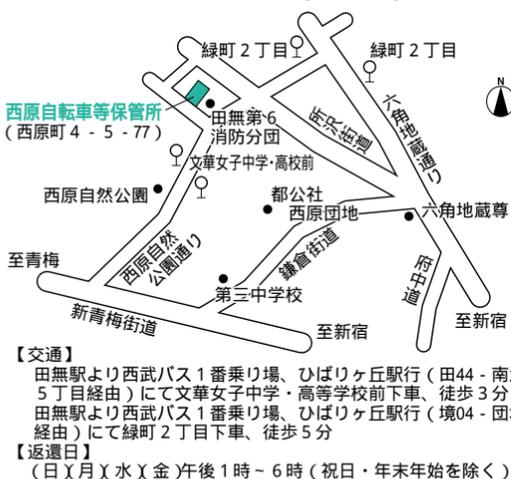
ひばりヶ丘駅周辺(図②)



田無駅周辺(図①)



西原保管所(図⑤)



東伏見駅周辺(図④)



保谷駅周辺(図③)

